

実名報道に関する非行少年の権利保護

学籍番号：200718

氏名：村田皓介

目次

実名報道に関する非行少年の権利保護	1
1. はじめに	2
2. 現在の少年事件における実名報道の概要	2
(1)現在の実名報道規定	2
(2)改正後に実名報道が行われた事例	2
3. 実名報道の問題点	3
(1) 非行少年の更生・社会復帰の阻害要因となる	3
(2) 実名報道を行う目的	3
4. 問題点の改善	4
(1)求められる施策.....	4
(2) 日本における忘れられる権利.....	4
5. 結論	5

1. はじめに

少年法は、少年の健全育成・可塑性を重視しており、推知報道の禁止や裁判の非公開といった非行少年のプライバシー権を尊重する規定を設けている。非行少年のプライバシー権の保護は、更生・社会復帰の促進において重要な役割を担っている。そのため、2022年の4月に改正少年法が施行された際には特定少年の一部推知報道の解禁に対して世間から大きな関心が寄せられた。

ゼミナールにおいて、グループディスカッションやディベートを通して実名報道の是非を題材に実名が知られることの利点と欠点や少年に与える影響を検討した結果、私は実名報道を行うべきでないと考えた。しかし、現行の法制度では特定少年の一部推知報道が認められており、既に実名報道が行われた事例が複数存在している。したがって、本拙稿では実名報道された少年が直面する課題と、その改善のために求められる制度を考えたい。

2. 現在の少年事件における実名報道の概要

(1)現在の実名報道規定

少年事件における少年の実名報道について、少年法第61条に実名報道の禁止が、第68条に実名報道禁止の例外が規定されている。

第61条「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容貌等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」

第68条「第61条の規定は、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合における同条の記事又は写真については、適用しない。ただし、当該罪に係る事件について刑事訴訟法第461条の請求がされた場合は、この限りでない。」

2021年に成立、2022年に施行された改正少年法によって第68条の規定が加わり、公訴を提起された特定少年の実名報道が認められることとなった。

(2)改正後に実名報道が行われた事例

改正後、実名報道が行われた事例として以下のものが存在する。

① 2021年10月 甲府夫妻殺人放火事件

犯行当時19歳であった少年が、少年が通う高校の3年生の少女の自宅において少女の両親を殺害し、放火した。事件当日の夕方に少年が県警に出頭。4月に家庭裁判所において検察官送致が決定され、実名報道が行われた。

② 2022年2月 福島強盗殺人事件

犯行当時19歳であった少年が、祖母を殺害してキャッシュカードを奪い、現金300万円を引き出した。公訴されて、無期懲役の判決が下された。

③ 2022年3月 寝屋川強盗致死事件

男女4人によって、路上で20歳の男性が殺害され、現金13万円が奪われた。犯行に関わった者のうち2人は18歳と19歳の少年であった。公訴されて、9～15年の不定期刑が下された。

このうち、①甲府市夫婦殺害事件は、改正少年法の施行後に検察当局が起訴した特定少年の実名を初めて公表した事例である。報道機関である朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞、山梨日日新聞、NHK、時事通信、共同通信、神戸新聞のうち、紙面・放送における掲載・配信において氏名は東京新聞以外の10社が公表し、顔写真は産経新聞、共同通信、神戸新聞の3社のみが公表した。

いずれの事案においても、事件が発生した各都道府県の弁護士協会は報道機関に対して、少年の実名報道を行うことに関して慎重に判断すること求める声明を公表している。

3. 実名報道の問題点

(1) 非行少年の更生・社会復帰の阻害要因となる

これまで実名報道に関する規定と実際に実名報道が行われた事例を紹介してきたが、私は実名報道を行うべきでないと考える。その理由として、非行少年の更生と社会復帰の阻害要因となる点が挙げられる。実名が報道されることで、少年の行いは在住する地域のコミュニティのみならず関わりのない人々にも知られることになる。現在、実名報道が認められているのは特定少年が公訴された事案であるため、少年は少年刑務所で更生し、出所後に就業して社会復帰を達成すると考えられるが、実名が知られることで周囲の人間すべてに過去が知られている中で生活が強いられる可能性がある。その影響は、少年自身のみならず少年の家族にも及び、就業や社会生活を困難にさせると考えられる。インターネットが普及し、一生残り続ける情報を誰もが容易に取得することができる現代において、これらの問題は非常に深刻なものである。

(2) 実名報道を行う目的

実名報道を行う目的として、逃走した犯人の逮捕、第三者への被害防止、犯罪の抑止、報道の自由と知る権利の尊重が挙げられる。

逃走した犯人の逮捕を目的とした報道は妥当である。実際に、河瀬駅前交番警察官射殺事件では、滋賀県彦根市の交番で19歳の男性巡査が41歳の男性巡査部長を射殺して逃走した際に、拳銃を所持したまま逃走している可能性があるとして、19歳の巡査の実名と顔写真を公表して住民への注意を促した。これを受けて、NHKも市民の安全を考慮して実名を報道した。このような、緊急を要する重大な事件、住民の安全が脅かされている場合には、少年であっても実名報道を行うことが妥当である。

しかし、第三者への被害防止、犯罪の抑止は目的として不適切だと考える。第三者への被害防止は、容疑者に関して勝手な憶測や誤った情報が拡散されて無関係の物が犯人として特定される等の被害を防ぐことを指すが、このような被害は被害者の権利保護、勝手な憶測により被害を与えた加害者への対処を行うべきであり、少年の更生と社会復帰を阻害する

可能性のある実名報道を行い、解決を図ることは適切でない。また、犯罪の抑止は実名報道されることの不利益を周知させることで犯行に及ぶ者の減少につながるが、公訴されるような特定少年の犯行を含め少年の非行は衝動的なものが多い点、そもそも非行少年に適切な処遇を与えて更生を支える少年法が制定されたのは、精神的未成熟や成人に判断能力で劣るためである点から、実名報道による犯罪抑止効果は期待できない。

以上より、実名報道を行う目的は逃走した犯人の確保といった緊急を要する事案以外は、専ら報道機関の報道の自由と国民の知る権利を尊重することにあると考える。

4. 問題点の改善

(1) 求められる施策

実名報道は、非行少年の更生と社会復帰の阻害要因となるという問題点を抱えているが、報道機関の報道の自由と国民の知る権利を尊重するために現行法では特定少年の一部推知報道が認められている。したがって、少年のプライバシー権と、報道の自由・知る権利との両立を可能とすることが重要である。しかし、実名報道による報道の自由と知る権利の尊重には実名報道が行われることは避けられない。したがって、実名報道をされた後にその情報が少年の更生と社会復帰を阻害することのないように対応する施策が求められる。その参考となるものとして「忘れられる権利」が挙げられる。

忘れられる権利とは、消去権とも呼ばれ、プライバシー権と自己決定権を根拠とした、「自己の情報を自らがコントロールする権利」を指している。2012年に「EUデータ保護規則案」の第17条に記載、発表されて2018年に施行された。施行前の2014年には、欧州司法裁判所が適用範囲は欧州連合限定であるが「検索リストから自己に関する情報の削除を求める忘れられる権利」を認める判決を出しており、インターネットが普及している現代社会における忘れられる権利の重要性を認めていると言える。また、この判決では忘れられる権利の行使のための判断基準は「データ主体の公的役割、情報の性質（個人のプライバシーへの強い影響、講習の利益）、情報の出所、時の経過」の4つだとされている。

(2) 日本における忘れられる権利

日本において、忘れられる権利が認められた最高裁判決は存在しないが、検索結果から犯罪事実に関する記事の削除を求めることを認めた最高裁判決平成29年1月31日が存在する。本件では、過去に児童売春を行った男性がGoogleに対して検索結果から犯罪事実に関する記事の削除を求めた。さいたま地裁は忘れられる権利と男性の主張を認めたが、東京高裁はプライバシー権に関わる問題であり忘れられる権利を独立して認める必要はないとし、男性の申立てを却下した。しかし、最高裁では「検索結果に表示されるプライバシーの性質及び内容、検索結果に表示されることでその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、検索結果に表示された記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、記事等にプライバシーに属する事実を記載する必要性……など、事実を公表されない法的利益と

当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができる¹とプライバシー権と情報提供による公益の比較考量により記事の削除を求めることができる場合があるとした。

さらに、最高裁判決令和4年6月24日の投稿記事削除請求事件では、建造物侵入により逮捕された事実をSNSサイトTwitterに投稿された男性が当該投稿の削除を求めた。これに対して最高裁は、犯行からの時間の経過や、当該投稿が逮捕事実の速報を目的としたもので長期間閲覧されることを想定していなかったこと、原告の男性が公的立場にあるものではないことから申し立てを認める判決を下した。本判決では、個人のプライバシーに属する事実を公表されない利益を人格権に基づいて認めたものである。²

以上より、「①個人のプライバシーに属する内容、②報道の目的、③社会的地位や影響力、④事実を公表されない法的利益が情報を提供することによる利益に優越すること」等が、犯罪事実等の個人のプライバシーに属する内容を検索結果やSNSから削除することを認める要件に含まれると考えられる。これらの要件を少年事件の実名報道に当てはめると、「①犯罪の事実といったプライバシーに属する内容である、②報道の自由、知る権利の尊重という目的を実名報道したことで達成している、③少年が犯行時に公的地位や強い影響力を有していることは基本的にない、④情報が少年の更生と社会復帰の阻害要因となることを防ぐことができる」となる。したがって、出所して社会復帰をする際等に犯罪事実に関する情報・記事の削除を求める権利を認めることで、報道の自由と知る権利を尊重しつつ、少年のプライバシー権を保護し、社会復帰を阻害する可能性を減少させることができると考える。

5. 結論

私は実名報道による少年への最大の不利益を、インターネットやSNS上にその情報がいつまでも残り続け、一生において更生・社会復帰の阻害要因となってしまうことだと考える。しかし、現行法では報道の自由・知る権利の尊重のために特定少年の一部推知報道を認めており、これらの権利を守るために重大な事案における非行少年の実名報道を避けることができないというのが現状である。したがって、実名報道をされた少年に降りかかる不利益を改善する施策が求められる。その一つとして、私は犯罪事実に関する情報の削除を求める権利を認めることが挙げられると考える。現代の情報社会において、容易に情報の削除が行えるようになってしまうと発言の自由や報道の自由の侵害に繋がる恐れもあるが、少年の更生・社会復帰の助けとなるという利益と、一人の少年の犯罪事実に関する情報を誰もが閲覧することのできる場に提供し続けることの利益を比較考量した場合、優先されるべきは少年のプライバシー権であり、それを守ることのできる規則の制定が実名報道制度における喫緊の課題である。

¹ 平成28年(許)第45号同29年1月31日第三小法廷判決・民集第71巻1号63頁参照。

² 令和2年(受)第1442号同4年6月24日第二小法廷判決参照。

参考文献

・福島県弁護士協会「改正少年法に基づく特定少年の実名等の公表及び推知報道を控えるよう求める会長声明」〈<https://www.f-bengoshikai.com/topics/6052.html>〉

・山梨県弁護士協会「改正少年法下で初めて実名報道がされたことを受けての会長談話」〈<http://www.yama-ben.jp/statement/1513/>〉

・大阪弁護士協会「改正少年法における特定少年の「推知報道」を受けての会長声明」〈<https://www.osakaben.or.jp/speak/view.php?id=284>〉

(以上、すべて 2022 年 12 月 4 日閲覧)

・神戸新聞 NEXT「甲府・夫婦殺害の「特定少年」、実名報道が多数 顔写真、ネット対応は」〈<https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202204/0015219948.shtml>〉

(2023 年 1 月 18 日閲覧)

・飯島滋明『憲法から考える実名犯罪報道』(株式会社現代人文社、2013 年)